

中学校だより

本年度県の、「地域ふれあい道徳教育推進事業」の指定を受け、四月より道徳教育に取り組んできました。取り組みの一環として、十一月二十四日(日)に道徳の授業公開、心の教育懇談会、芸術鑑賞を実施しました。

道徳授業の公開

一、ねらい
 学校を開放し保護者、地域のみなさんに学校を理解してもらう。
 道徳の授業を参観して頂き、生徒理解を深める。



このような授業をもう少し、多く取り入れても良いと思います。社会に出て大人になった時に、周りの人々、親友達等、思いやりのある人間に育って欲しい。

(参観者より)

二、心の教育懇談会

一年生
 生徒：今、私たちの学級につけたい力
 保護者：子どもに身につけさせたいこと



二年生

生徒：どんな大人になりたいか
 保護者：どんな大人でありたいか

三年生

勉強は、何のためにするのか
 各学年が、右のテーマにそって親子で話し合いました。社会の变化を敏感に受けとっている様子が生徒の意見発表でわかりました。自分なりの意志を発表できたのは、すばらしい事だと思いました
 (地域の方より)

三、芸術鑑賞

盲目のハーモニカ演奏者とピアノストの方に、「オー・スザンナ」「赤とんぼ」「トレンド」(スペイン幻想曲)など、七曲を演奏していただきました。

目の不自由な人が来て、ハーモニカを演奏した。すごかった。ハーモニカとピアノの演奏がピッタリ合っていて、きれいだった。

(生徒より)

いきいき教育地域人材活用推進事業

本校では、地域の人材を活用し、より教育効果を高めるために、今年度二名の方に学校に来ていただき指導をお願いしています。

三年生の菊栽培に山口一成さん(神地)、もう一人は、二年生の木工に水越昌義さん(善の木)です。子供達も楽しみにしている授業の一つです。



申告は正しくお早めに 納税は振替で

所得税の申告と納税は

2月17日(月)～3月17日(月)

贈与税の申告と納税は

2月2日(月)～3月17日(月)
(ただし、土曜・日曜・祝日は除きます。)

**税の
お知らせ**

確定申告をしなければならない人

一般の方

事業を営んでいる方、不動産所得などがある方、不動産やゴルフ会員権及び株式等を譲渡した方などで、平成14年中の各種所得金額の合計額から所得控除を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額と定率減税額などの合計額より多い方。

給与所得のある方

給与収入が2,000万円を超える方。

給与を1ヶ所から受けている方で、給与所得以外の所得が20万円を超える方。

給与を2ヶ所から受けている方で、従たる給与の収入金額と給与所得以外との合計額が20万円を超える方。

家事使用人や在日外国公館に勤務する方及び国外で支払を受ける給与等のある方で、源泉徴収がおこなわれない給与等の支払を受けている方。



村県民税の申告について

確定申告をした人は、村県民税の申告の必要はありませんが、所得が課税標準以下であっても村県民税の申告は必要です。

村県民税の課税の基礎となるばかりでなく、国民健康保険料の資格基準、国民年金の受給、保育料の決定、社会保険扶養者の認定等に必要な所得証明等の証明が受けられません。

確定申告は税務署の窓口や、役場 総務課でも行えます。

都合のつかない人は、税務署へ郵送することもできます。

申告書は自分で書いて早めに提出。

家庭と子どものしあわせのために
応援します

児童手当

支給
期間

生まれた日の翌月から
6歳になった年の3月までもらえます！
(6歳到達後の年度末まで)

支給
対象

最初の子どもからもらえます！

支給
金額

最初の子ども 5,000円(月額)
2人目の子ども 5,000円(月額)
3人目以降の子ども ... 10,000円(月額)

児童手当をもらえるのはどんな人？

子どもとくらし、子どもを養い、守り育てる、そのような方なら、児童手当がもらえます！
ただし、条件があります！

一つ目の条件...日本国内に住所があること。国籍は関係ありません！

二つ目の条件...児童手当がもらえるのは、小学校に入学する前までです！

三つ目の条件...所得額の制限があります。(子どもを養育し生計を維持している方で、所得が一定額未満の場合にももらえます。)

四つ目の条件...親が養育していない場合は、親でなくても子どもとくらし、子どもを養い、守り育てていれば、児童手当がもらえる場合があります！

注意：児童手当の手続きを忘れずに

新たに受給資格が生じた場合の「認定請求」や、支給対象児童が増えた場合の「額改定認定請求」等の手続きをしないと手当を受けることができません。

手続きが遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなります。

お問い合わせは 住民健康課 電話 0554(52)2111 内線 22、23

能力開発講座

新入社員講座

日 程 4月2・3日の2日間
時 間 午前9時～午後4時
定 員 20名
受講料 1,000円

第2種電気工事士 筆記試験準備講座

日 程 4月10・11・14・15・17・18・
21・22・24・25日
5月6・8・9・12・13・15日
16日間

時 間 午後6時～同8時50分
定 員 20名
受講料 4,200円

受付期間

各講座とも3月3日から開講日の一週間前まで、但し定員になり次第締切らせて頂きます。

問い合わせ

県立都留高等技術専門校
TEL 0554(43)8911
FAX 0554(43)8912

あなたも一日店長になってみませんか。
日 時 四月五日(土)
午前10時～午後5時
出店場所 甲府銀座通りアーケード
街(甲府市)
参加資格 県内在住者(プロ・セミプロ不可)
出店品 趣味の手作り品、家庭での遊休品や不用品で再利用可能なもの(乳製品、生もの、食品の遊休品や一般商品の販売は不可)
募集数 五十区画(一区画2mx2m)
参加費 二、五〇〇円
応募期間 二月十日(月)～
三月十一日(火)(先着順)
問い合わせ 商業振興金融課
TEL 〇五五(二二三)一五三六

調査・研究講座
「アンケート結果から見えてくるもの」親のジェンダー意識が子どもにどう反映しているか」
日 時 二月二十五日(火)
午後一時三十分～三時三十分
対 象 県民一般 無料
「子育て家族にエール」『ちびっこ家庭と教育講座』
日 時 二月十三日(木)
午前10時～12時
対 象 県民一般 無料
申込・問い合わせ先
ぴゅあ富士(都留市)
TEL 〇五五四(四五)一六六五
託児(未就学児)も受け付けます。

信玄公祭

フリーマーケット
参加者募集

ぴゅあ富士から

山梨県絹・人絹・毛織物業最低工賃

平成15年2月14日改正

品 目	規 格			金 額 (1mにつき)
	糸の種類	3.8センチメートル 間のよこ糸の本数	織上げ幅	
洋服裏地	ポリエステル・キュプラ	150本	91センチメートル	87円
洋服そで裏地	ポリエステル・キュプラ	150本	106センチメートル	70円
ネクタイ地 (紋織物のものに限る。)	絹	240本	100センチメートル	273円
婦人服地	ポリエステル・レーヨン	140本	112センチメートル	146円
座布団地	ポリエステル	130本	63センチメートル	130円

備考 糸の種類は、いずれか一種あるいは混ぜ織りとする。

上記の最低工賃のほか山梨県の最低工賃は、次の業種についても決められています。

電気機械器具製造業、婦人服製造業、ねん糸製造業、貴金属製品製造業、
横編ニット製造業

最低工賃についてのお問い合わせは

山梨労働局・賃金室(電話 055-252-4859)あてお願いします。

法務局なんでも無料相談所のお知らせ

あなたのお知りになりたい法務局に関するどんな相談にもお答えします

法務局では、登記、戸籍、供託、訟務及び人権に関する事務等、住民の皆様方の生活に深く関係する事務を取り扱っております。

これらに関することで、疑問に思っていること、不明な点、お知りになりたいこと等がございましたら、法務局の職員がお答えする相談所を開設いたしますので、御利用下さい。

秘密は固く守られますし、事前の予約等特別な手続も不要です。

日 時 平成15年3月9日(日) 午前9時30分から午後4時まで

場 所 甲府市北口一丁目2番19号 甲府地方法務局4階会議室

相談内容

- ・土地や建物、会社等の登記の手続、土地の境界に関すること
- ・相続問題、遺言等に関すること
- ・お年寄りの財産等を守る成年後見制度に関すること
- ・婚姻、離婚、親権、扶養等に関すること
- ・帰化等国籍に関すること
- ・地代、家賃の支払い等借地・借家に関すること
- ・児童・生徒の「いじめ」「体罰」に関すること
- ・あらぬ噂や中傷等名誉・信用に関すること
- ・その他

主 催 甲府地方法務局(電話055-252-7153)

そ の 他 登記・供託の手続については、インフォメーションサービス(電話による一定の御案内)により24時間お答えしています。申請用紙等をFAXにより取り出すこともできます。TEL055-240-6027

こうなります！ 預金保険制度

当座預金、普通預金、別段預金については、
平成17年3月末まで引き続き全額保護されます。

定期預金等については、これまで同様、預金者一人当たり、一金融機関毎に元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

平成17年4月以降は、当座預金等の利息のつかない預金が全額保護されることとなります。
農水産業協同組合貯金保険制度においても同様の取扱いがなされます。

預金保険対象商品と保護の範囲は？

商品の分類		期 間	平成14年4月～平成17年3月	平成17年4月～
預金保険の対象商品	当座預金 普通預金 別段預金		金額保護	利息のつかない等の条件を満たす預金 (2)は全額保護
	定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます)、金融債(保護預り専用商品に限ります)など(1)		合算して元本1,000万円までとその利息等(3)を保護 〔 1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われず(一部カットされることがあります。) 〕	
預金保険の対象外商品	外貨預金、譲渡性預金、元本補てん契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒットなど)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)		保護対象外 〔 破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われず(一部カットされることがあります。) 〕	

- (1) このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。
(2) 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。
(3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。

預金保険制度に加入している金融機関は？

銀行(日本国内に本店のあるもの) 信用金庫 信用組合 労働金庫 信金中央金庫
全国信用協同組合連合会 労働金庫連合会

農協、漁協、水産加工協等の系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています
(詳しくは、農水産業協同組合貯金保険機構 ☎03(3285)1272までお問い合わせ下さい。)

もっと詳しく知りたい方は？

預金保険機構 ☎03(3212)6029 関東財務局 ☎048(600)1146または金融機関の窓口にお問い合わせください。

金融庁：<http://www.fsa.go.jp/> 預金保険機構：<http://www.dic.go.jp/>



お悔やみ申し上げます(死亡)
 西和出村 長田 すみ 82歳
 板橋 長田 康生くん 長田 聡
 中神地 菊間 美月ちゃん 菊間和也
 下中山 山口 大智くん 山口哲央
 下善之木 池谷 澪緒ちゃん 池谷慎司
 大室指 佐藤 綺羅ちゃん 佐藤健太 (届出人)
 (大) 長野県 萩原 理夫
 (都) 上善之木 池谷 美香
 (留) 山口市 山口 一
 (野) 村田 明子
 荻原 明子

未永く、お幸せに(結婚)



わが家の
アイドル
 おじいちゃん
 おばあちゃん



平賀 ^{かいと}海斗くん(下中山)
 平成13年12月7日生
 父 雅文さん 母 愛加さん

2月 主な行事

- 2日 山梨県知事選挙投開票
- 3日 育児教室
- 5日 リハビリ
- 7日 幼児健診
- 9日 道の駅ほうとう祭
- 10日 心配ごと相談 pm1:00
- 17日 確定申告開始
- " 中学校入学説明会
- 18日 育児教室
- 20日 教育委員会
- 22日 資源ゴミ収集
- 25日 農業委員会 pm3:00
- 27日 乳児健診
- 28日 固定資産税4期



2月の納税

固定資産税(第4期)
 第266号
 平成15年2月1日
 発行 道志村役場
 〒402-0209
 山梨県南都留郡道志村 6181-1
 TEL 0554-52-2111(代) FAX 52-2572
 ホームページアドレス
<http://www.vill.doshi.yamanashi.jp/>

12月の公共施設等の利用状況

(単位:人)	
道志の湯	3,662
水源の森	742
ギャラリー水源の森	54
屋内プール	
道の駅どうし	28,161
計	32,619



杉本 タケエさん(大指)
 大正15年9月1日生